

平成十五年三月環境省告示第十七号（地下水に含まれる試料採取等対象物質の量の測定方法）の一部を改正する件 新旧対照条文

○ 平成十五年三月環境省告示第十七号（地下水に含まれる試料採取等対象物質の量の測定方法）（抄）（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
別表		別表	
特定有害物質の種類	測定方法	特定有害物質の種類	測定方法
(略)	(略)	(略)	(略)
六価クロム化合物	規格 K 0102の65. 2に定める方法（ただし、規格 K 0102の65. 2. 6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合には、規格 K 0170-7の7のa）又はb）に定める操作を行うものとする。）	六価クロム化合物	規格 K 0102の65. 2に定める方法
(略)	(略)	(略)	(略)
シアン化合物	規格 K 0102の38. 1. 2及び38. 2に定める方法、規格 K 0102の38. 1. 2及び38. 3に定める方法又は規格 K 0102の38. 1. 2及び38. 5に定める方法	シアン化合物	規格 K 0102の38. 1. 2及び38. 2に定める方法又は規格 K 0102の38. 1. 2及び38. 3に定める方法
(略)	(略)	(略)	(略)
ふっ素及びその化合物	規格 K 0102の34. 1若しくは34. 4に定める方法又は規格 K 0102の34. 1c）（注(6)第3文を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあつては、	ふっ素及びその化合物	規格 K 0102の34. 1に定める方法又は規格 K 0102の34. 1c）（注(6)第3文を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあつては

	これを省略することができる。) 及び水質環境基準告示付表 6 に掲げる方法		、これを省略することができる。) 及び水質環境基準告示付表 6 に掲げる方法
(略)	(略)	(略)	(略)